

基幹統計調査の承認の状況

(令和3年2月1日～令和3年2月28日分)

令和3年3月24日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	令和3年調査(簡易調査)について、以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査票の提出期限の変更 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、都道府県から厚生労働省への提出期限を、世帯票については1か月、所得票については2か月延長 ② 調査結果の公表期日の変更 上記①の変更に加え、審査及び集計に必要な期間を確保し、調査結果の精度を確保するため、2か月繰下げ ③ 調査計画の記載の明確化 報告者が調査票を郵送提出する場合の調査票の提出先(厚生労働大臣)及び提出期限を追記	R3.2.5

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。